

(特定の医療法人の法人税率の特例)

第六十七条の二 財團たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものの当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第六十六条第一項又は第二項の規定（経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（第六十八条第一項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第一項の規定を含む。）にかかわらず、百分の二十二の税率により、法人税を課する。

2 国税庁長官は、前項の承認を受けた医療法人について同項に規定する政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合には、その満たさないこととなつたと認められる時までさかのぼつてその承認を取り消すものとする。この場合においては、その満たさないこととなつたと認められる時以後に終了した当該医療法人の各事業年度の所得については、同項の規定は、適用しない。

3 国税庁長官は、第一項の承認をしたとき、若しくは当該承認をしないことを決定したとき、又は当該承認を取り消したときは、その旨を当該承認を申請した医療法人又は当該承認を受けていた医療法人に通知しなければならない。

4 省略

5 第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の承認を受けた法人が、当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得について、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項及び前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十七条の八 第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場

(特定の医療法人の法人税率の特例)

第六十七条の二 財團たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより財務大臣の承認を受けたものの当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第六十六条第一項又は第二項の規定（経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（第六十八条第一項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第一項の規定を含む。）にかかわらず、百分の二十二の税率により、法人税を課する。

2 財務大臣は、前項の承認を受けた医療法人について同項に規定する政令で定める要件をみたさないこととなつたと認められる場合には、そのみたさないこととなつたと認められる時までさかのぼつてその承認を取り消すものとする。この場合においては、そのみたさないこととなつたと認められる時以後に終了した当該医療法人の各事業年度の所得については、同項の規定は、適用しない。

3 財務大臣は、第一項の承認をしたとき、若しくは当該承認をしないことを決定したとき、又は当該承認を取り消したときは、その旨を当該承認を申請した医療法人又は当該承認を受けていた医療法人に通知しなければならない。

4 同上

第五十条の八 削除

合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該法人の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

4 前二項に定めるものほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(投資法人に係る課税の特例)

第六十一条の十五 省略

3 投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十一条の十五 省略		第六十一条の十五 省略		第六十一条の十五 省略	
第六十六条第一項		第六十七条第一項		第六十七条第一項	
省略	省略	省略	省略	会社の株主等	投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）第二条第十九項（法律第一百九十八号）第二条第十九項（定義）に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の株主等
省略	省略	省略	省略	その会社	その投資法人
第六十七条第六項	第六十六条第一項	第六十七条第一項	第六十一条の十五 省略	第六十一条の十五 省略	第六十一条の十五 省略

(投資法人に係る課税の特例)

第六十一条の十五 同上

3 2 同上

3 同上

第六十一条の十五 同上		第六十一条の十五 同上		第六十一条の十五 同上	
第六十六条第一項		第六十七条第一項		第六十七条第一項	
同上	同上	同上	同上	その会社	その投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）第二条第十九項（法律第一百九十八号）第二条第十九項（定義）に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の株主等
同上	同上	同上	同上	会社をいう	その投資法人
同上	同上	同上	同上	投資法人をいう	投資法人をいう

第六十九条第一項	省 略	
第六十九条第八項	省 略	省 略

458 省 略

(振替国債の利子等の非課税)

第六十七条の十六 省 略

2 省 略

3 外国法人が第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債のうち同項第一号から第八号までに掲げるものにつき支払を受ける同条第七項に規定する償還差益については、法人税を課さない。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

4 省 略

同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上

458 同 上

(振替国債の利子等の非課税)

第六十七条の十六 同 上

2 同 上

3 外国法人が第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債のうち同項第一号から第六号までに掲げるもの（その発行の日から償還の日までの期間を通じて同項に規定する特定振替記載等がされていたものとして政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）につき支払を受ける同条第七項に規定する償還差益については、法人税を課さない。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

4 同 上

(分離振替国債の課税の特例)

第六十七条の十七 外国法人で次に掲げる要件を満たすものが特定振替機関等又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。）又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、法人税を課さない。

一 当該外国法人が、特定振替機関等又は適格外国仲介業者から開設を受けてい
る口座において当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特
定国外営業所等を通じて最初に分離振替国債の保有につき振替記載等を受ける
際、当該振替記載等を受ける分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得に
つきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国内

一 当該外国法人が、その分離振替国債の保有につき、特定振替機関等又は適格
外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の
特定国外営業所等を通じて最初に振替記載等を受ける際、当該振替記載等を受
ける分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得につきこの項の規定の適用
を受けようとする旨、その者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国内

る事務所の所在地（国内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して法人税法第十七条に規定する納稅地（同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納稅地）の所轄税務署長に提出していること。

に恒久的施設を有する外国法人にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して法人税法第十七条に規定する納税地（同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出していること。

当該外國法人が、各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日までに、
その者の当該分離振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記
載した書類（第七項及び第十四項において「所有期間明細書」という。）を、
当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国
債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して前号に規定する税務署長に提
出していること。

外国法人が前項第一号の規定に基づき非課税適用申告書を提出している場合において、同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる損失の額その他の政令で定める金額は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

分離振替国債　社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。

4 3 2 前項の規定を適用する場合において、分離振替国債の保有又は譲渡から生ずる損失の額その他の政令で定める金額は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。
同 同 上 出していること。

分離振替国債 特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本

振替国債及び同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。

二 特定振替機関 社債等の振替に関する法律第二条第一項に規定する振替機関
(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる者)のうち、同法第十三条の規定に基づき分離振替国債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。

三 省略

四 特定口座管理機関 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関(次号において「口座管理機関」という。)のうち、特定振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

五 省略

六 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、法人税法第二百三十九条に規定する条約(租税の賦課及び徴収に関する情報)を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。)の我が国以外の締約国(次号において「条約相手国」という。)に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより第五条の二第一項第一号に規定する税務署長(次項及び第六項において「税務署長」という。)の承認を受けた者をいう。

七 十 省略

五 税務署長は、前項第六号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第六号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二 その者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること。

三 その者が第十一項に規定する通知を行うことが困難と認められる相当の理由があること。

6 税務署長は、第四項第六号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

二 特定振替機関 社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされるものを含む。第四号において「振替機関」という。)のうち、同法第十三条の規定に基づき分離振替国債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。

三 同上

四 特定口座管理機関 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関(次号において「口座管理機関」という。)のうち、振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

五 同上

六 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、次に掲げる要件を満たす者として政令で定めるところにより第五条の二第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた者をいう。

イ その者の業務として政令で定めるところにより他の者のために国債の振替を行うことができる者であること。

ロ 所得税法第二百六十二条规定する条約(租税の賦課及び徴収に関する情報)を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。)の我が国以外の締約国(次号において「条約相手国」という。)の者であること。

七 十 同上

8 | 7 | 非課税適用申告書を提出する者は、その提出の際、当該非課税適用申告書を提出する特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地を当該書類により確認しなければならないものとする。

9 | 非課税適用申告書を提出した者が、その提出後、当該非課税適用申告書に記載した名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地の変更をした場合には、その者は、その変更をした日を含む事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日までに、その変更をした後のその者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等が他の特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該非課税適用申告書を提出した適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、第一項については、「同項」の規定は、適用しない。

10 | 第七項及び第八項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第七項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第九項」と、「非課税適用申告書又は所有期間明細書

6 | 5 | 非課税適用申告書の提出をする者は、その提出をする際、当該非課税適用申告書の提出をする特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該非課税適用申告書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地を当該書類により確認しなければならないものとする。

7 | 非課税適用申告書を提出した者が、当該非課税適用申告書を提出した後、名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地の変更をした場合には、その者は、その変更をした日を含む事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日までに、その変更をした後のその者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等が他の特定振替機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、第一項の規定は、適用しない。

8 | 第六項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第六項中「非課税適用申告書の提出をする者」とあるのは「次項に規定する申告書の提出をする者」と、「当該非課

が同項第一号」とあるのは、「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「当該非課税適用申告書又は所有期間明細書」とあるのは、「当該申告書」と、第八項中「非課税適用申告書を提出する者」とあるのは、「次項に規定する申告書を提出する者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは、「当該申告書」と、「名称」とあるのは、「変更後の名称」と読み替えるものとする。

11 特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた分離振替国債につき帳簿を備え、当該非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めるところにより、当該分離振替国債につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

12 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めることにより、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた分離振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後振替記載等を受けた特定期間等を受けた分離振替国債につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を当該適格外国仲介業者が当該分離振替国債の振替記載等を受けた特定期間等（当該適格外国仲介業者が外国再開接口座管理機関である場合には、当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該分離振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等）に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、当該分離振替国債につき帳簿を備え、当該各人別に、政令で定めることにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

13 省略

14 省略

(中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)

第六十八条の二 法人税法第六十七条第一項の規定は、青色申告書を提出する同族会社（同項に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。）で次の各号に掲げるものの当該各号に定める事業年度については、適用しない。

一～三 省略

四 同族会社のうち各事業年度終了の時における資本又は出資の金額が一億円以下るもので前事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該同族会社の連結事業年度）終了の時における総資産の額として政令で定める金額に対する当該前事業年度終了の時における自己資本の額として政令で定める金額の割合が百分の五十以下であるもの 当該事業年度（平成十五年四月一

税適用申告書」とあるのは、「当該申告書」と、「名称」とあるのは、「変更後の名称」と読み替えるものとする。

9 特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出して振替記載等を受けた分離振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後振替記載等を受けた分離振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの分離振替国債の振替記載等がされた日その他の財務省令で定めるところにより、これらの分離振替国債につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を書面により当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、これらの分離振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

10 同上

11 同上

(中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等)

第六十八条の二 法人税法第六十七条第一項の規定は、青色申告書を提出する同族会社（同項に規定する同族会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）で次の各号に掲げるものの当該各号に定める事業年度については、適用しない。

一～三 同上

日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限る。)

2 青色申告書を提出する同族会社（当該事業年度終了の時における資本又は出資の金額が一億円以下のものに限る。）の平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「合計額を加算した金額」とあるのは、「合計額の百分の九十五に相当する金額を加算した金額」とする。

2 前項の規定は、確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 省略

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定目的信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の三 法人税法第二条第二十九号の二に規定する特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額（以下この項及び第十項において「利益の分配の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）に係るものは、当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 省略

二 次に掲げるすべての要件

イ 当該計算期間終了の時において同族特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託のうち、受益権を有する者の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対する割合が百分の五十を超えるものとして政令で定めるものをいう。次条第一項第二号イにおいて同じ。）に該当していないこと。

ロ・ハ 省略

2・3 同上

ロ・ハ 同上

二 同上

一 同上

二 同上

イ 当該計算期間終了の時において同族特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託のうち、受益権を有する者の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対する割合が百分の五十以上に相当するものとして政令で定めるものをいう。次条第一項第二号イにおいて同じ。）に該当していないこと。

（特定目的信託に係る課税の特例）
第六十八条の三の三 同上

5 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 同上

3 第一項の規定は、確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第六十一条の四の規定は、特定目的信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5 13 省 略

（特定投資信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の四 省 略

2・3 省 略

4 第六十一条の四の規定は、特定投資信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が五千円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5 13 省 略

（特定投資信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の四 同 上

2・3 同 上

4 第六十一条の四の規定は、特定投資信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が五千円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5 13 同 上

（特定信託に係る特定外國子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の三の七 省 略

2 省 略

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる特定信託に係る特定外國子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）

第六十八条の三の七 同 上

2 同 上

4 第六十一条の四の規定は、特定信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が五千円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5 13 同 上

（特定信託に係る特定外國子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の三の七 同 上

2 同 上

（特定信託に係る特定外國子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の三の七 省 略

2 省 略

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる特定信託に係る特定外國子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）

）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内國法人、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内國法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

二 省略

4

二 同上

4

（退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止）

第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等（同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかるわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

（退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止）

第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等（同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかるわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）

第六十八条の九 連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）が平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項及び第十二項において「適用年度」という。）において、当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の試験研究費の額（その試

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内國法人、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内國法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

(その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の合計額が、比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。）を超える場合に、當該適用年度の連結所得に対する法人税の額（この条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十九条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに同法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）から、当該比較試験研究費の合計額を超える部分の金額の十五に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該百分の十二に相当する金額に当該連結親法人及びその各連結子法人の当該特別試験研究費の額の合計額の百分の十五に相当する金額を加算した金額と当該調整前連結税額の百分の十四に相当する金額とのいづれか少ない金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十二に相当する金額を限度とする。

2

連結法人の各連結事業年度（前項の規定の適用を受ける連結事業年度及びその連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る連結税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第七号において「税額控除限度額」という。）

試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合は、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の合計額が、比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。）を超える場合に、當該適用年度の連結所得に対する法人税の額（この条、次条第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに同法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において「調整前連結税額」という。）から、当該比較試験研究費の合計額を超える部分の金額の百分の十五に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十二に相当する金額（当該連結親法人又はその連結子法人に当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該百分の十二に相当する金額に当該連結親法人及びその各連結子法人の当該特別試験研究費の額の合計額の百分の十五に相当する金額を加算した金額と当該調整前連結税額の百分の十四に相当する金額とのいづれか少ない金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十二に相当する金額を限度とする。

を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 連結法人の各連結事業年度（第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及びその連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別共同試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該特別共同試験研究費の額の合計額に税額控除割合（百分の十二から当該連結事業年度の試験研究費の総額に係る連結税額控除割合を控除したもの）を乗じて計算した金額（以下この項及び第十二項第七号において「共同研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該共同研究税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額から法人税額基準控除額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

4 連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合は、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が当該連結親法人及び当該連結親法人の当該連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日。次項及び第六項において「連結親法人事業年度開始日」という。）の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額（当該連結親法人の前連結事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより計算した金額）を超える場合において、当該連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額があるときは、当該連結

事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度において第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項の連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合における同項の規定の適用については、当該各号に定める金額（既に同項の規定により各連結事業年度（第二号に規定する他の連結事業年度を除く。）において調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に係るもの）を除く。）は、連結繰越税額控除限度超過額とみなす。

一 当該連結親法人事業年度開始日の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始日の前日までの間に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合（当該各事業年度における第四十二条の四第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、同条第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に同条第四項の規定により各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額）

二 当該連結親法人事業年度開始日の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始日の前日までの間に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の各事業年度が他の連結事業年度（他の連結親法人（当該連結親法人以外の連結親法人をいう。）による連結完全支配関係にあつた当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度をいう。）に該当する場合当該連結事業年度を他の連結事業年度とみなして計算した場合における当該連結事業年度の当該連結親法人又はその連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した他の連結事業年度終了の日の翌日から当該連結事業年度開始日の前日までの間に開始した連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額）に相当する金額

6 次の各号に規定する連結法人が連結親法人事業年度開始日の一年前の日から第四項の規定の適用を受けようとする連結親法人の連結事業年度終了の日までの間

において当該各号に掲げる場合に該当する場合における第四項の規定の適用については、当該連結親法人の連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額（前項の規定により連結繰越税額控除限度超過額とみなされるものを含む。）のうち当該各号に定める金額は、当該連結繰越税額控除限度超過額から控除する。

一 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始日であるもの及び法人税法第四条の三第六項に規定する連結申請特例年度開始日の翌日から同項の規定の適用を受けて行った同条第一項の申請につき同法第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行うものを除く。）を行つた場合 当該分割型分割の日の前日を含む事業年度において第四十二条の四第四項の規定により法人税の額から控除された金額

二 連結子法人が合併により解散した場合 当該合併の日の前日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該合併の日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該合併の日の前日を含む連結事業年度）における当該合併により解散した連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過額から控除された金額

三 連結子法人が解散（合併による解散を除く。）をした場合 当該解散の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該解散の日が連結親法人事業年度終了の日である場合には、当該解散の日を含む連結事業年度）における当該解散をした連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

四 連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合（前二号に掲げる場合を除く。） その有しなくなった日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（その連結完全支配関係を有しなくなった基因となる事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散（合併による解散を除く。）である場合には、その解散の日を含む連結事業年度）における当該連結完全支配関係を有しなくなった連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

7 連続法人（その連結親法人が中小連結親法人（中小連結法人又は農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。以下この項において同じ。）に該当するものに限る。）の各連結事業年度（第一項から第四項までの規定の適用を受けた連結事業年度及び当該中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該連結

21

連続法人（その連結親法人が中小連結親法人（中小連結法人又は農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。以下この項において同じ。）に該当するものに限る。）の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始するものに限り、前項の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連

事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十二に相当する金額（以下この項及び第十二項第十一号において「中小連結法人税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該中小連結法人税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8 連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（第一項から第四項までの規定の適用を受ける連結事業年度及び当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十九の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が当該連結親法人及び当該連結親法人の当該連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額（当該連結親法人の前連結事業年度がない場合その他の政令で定めるところにより計算した金額）を超える場合において、当該連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額があるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該繰越中小連結法人税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度において前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9 第五項及び第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額」と、「第四十二条の四第二項又は第三項に規定

結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十五に相当する金額を限度とする。

する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、同条第二項又は第三項「とあるのは、「第四十二条の四第七項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第八項」と、「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と、第六項中「連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額」と、「第四十二条の四第四項」とあるのは「第四十二条の四第八項」と、「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額」と読み替えるものとする。

10 第二項、第三項又は第七項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する各連結事業年度に限る。）における第二項、第三項又は第七項の規定について、第二項中「百分の十」（とあるのは「百分の十二」と、「百分の八」とあるのは「百分の十」と、第三項及び第七項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とする。

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定の適用があり、かつ、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前条第一項、次条第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七项、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一 当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された試験研究費の額

二 当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された特別共同試験研究費の額

三 当該連結親法人又は当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における連結越税額控除限度超過個別帰属額

四 当該連結親法人又は当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における連結越税額控除限度超過個別帰属額

12 | この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一（三）省略

五 試験研究費割合 第二項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額の平均売上金額（連結親法人又は当該連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結事業年度及びその連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）の合計額に対する割合をいう。

六 特別共同試験研究費の額 試験研究費の額のうち国との試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

七 連結越税額控除限度超過額 第四項に規定する連結親法人の各連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連

3 同 上

一（三）同上

四 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうちエネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、国の試験研究機関と共同して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

- 結事業年度まで連續して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一条の三に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。)における税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に第四項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。
- 八 連結繰越税額控除限度超過個別帰属額 前号に規定する連結親法人の各連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。
- 九 省略
- 十 農業協同組合等 第四十二条の四第十二項第九号に規定する農業協同組合等をいう。
- 十一 繰越中小連結法人税額控除限度超過額 第八項に規定する連結親法人の各連結事業年度開始の日(当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日)前一年以内に開始した各連結事業年度(当該連結事業年度まで連續して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一条の三に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。)における中小連結法人税額控除限度額のうち、第七項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に第八項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。
- 十二 繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額 前号に規定する連結親法人の各連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。
- 省略
- 13| 14| 15|

- 五 同上
- 六 農業協同組合等 第四十二条の四第三項第六号に規定する農業協同組合等をいう。
- 5| 4| 5| 第一項又は第二項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。
- 15| 第四項又は第八項の規定は、第二項若しくは第三項又は第七項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第一条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に第四項又は第八項に規定する連結繰越税額控除限度超過

額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項（第九項において準用する場合を含む。）の規定により連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額（第五項第一号に定める金額に係るものに限る。）がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の四第二項若しくは第三項又は同条第七項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度（当該適用を受けた事業年度後事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該適用を受けた事業年度後各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の四第四項又は第八項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項又は第八項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

16 第十二項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人である場合における比較試験研究費の額の計算、第十一項の規定の適用を受ける連結事業年度以後の連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

17 第一項から第四項まで、第七項又は第八項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別控除」又は租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項若しくは第八項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の九（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の九（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」とした場合等の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項から第四項まで、第七項及び第八項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項から第四項まで、第七項及び第八項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」の規定により控除される金額並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）の規定により控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、

6 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人である場合における比較試験研究費の額の計算その他同項及び第二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

7 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の九（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の九（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」とした場合等の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九第一項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額又は同条第二項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、

これらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

18 第十一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九第一項（連結納稅の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九第十一項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九第十一項（連結納稅の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー需給構造改革設備等」という。）を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する連結法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第九項にお

同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の九（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー需給構造改革設備等」という。）を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する連結法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第九項にお